北秋田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月 30 日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市条例第 18 号

北秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

北秋田市印鑑条例（平成 17 年北秋田市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第２項中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の２第１項の特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第 71 号）第 16 条の２第１項の特定特別永住者証明書（これらのうち、当該申請者の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第１項の利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）」を加え、「第 12 条の２第４項第２号ロ」を「第 12 条の２第４項第３号ロ」に、「(その者に係る個人番号カード又は移動端末設備に限る。)を用いて、」を「（当該申請者の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）を用いて、自ら」に改め、同項ただし書を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（資料）北秋田市印鑑条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（印鑑登録証明書の交付） 第12条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項の個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項の特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項の特定特別永住者証明書（これらのうち、当該申請者の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項の利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロの移動端末設備（当該申請者の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）を用いて、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 ３　（略）	（印鑑登録証明書の交付） 第12条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項の個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第２号ロの移動端末設備（その者に係る個人番号カード又は移動端末設備に限る。）を用いて、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。ただし、当該申請者に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項の利用者証明用電子証明書又は第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。 ３　（略）